

## 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月6日

坂東市長 吉原 英一

### 1 対象工事

- (1) 工事名称 26庁建第2号 坂東市新庁舎建設工事
- (2) 工事場所 坂東市岩井4365番地
- (3) 工事概要 鉄筋コンクリート造地上5階（地下1階）建 新庁舎建設工事  
延床面積 12,710.00㎡  
敷地面積 9,272.49㎡
- (4) 工事期間 本契約締結の翌日から平成28年7月29日まで
- (5) 出来高予定額
  - ①平成26年度 請負代金額の30%
  - ②平成27年度 請負代金額の50%
  - ③平成28年度 請負代金額の20%

### 2 予定価格

事後公表

### 3 最低制限価格の有無

有

### 4 発注形態

単体発注

### 5 入札参加資格

当該工事の入札参加資格は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 平成25・26年度坂東市一般競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登載され、S等級の資格を有し総合評点が1,400点以上の者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に定める建

築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

- (3) 法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けている者であること。
- (4) 政令第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 坂東市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成17年坂東市訓令第47号）に基づく指名停止措置を公告の日から入札を執行する日までの間いずれの日にも受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 第1項に記載した工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 次の施工実績を有する者であること。

過去10年間に本工事と同種の工事を元請けとして受注し、完成・引渡し完了した実績があること。ただし、共同企業体による施工は共同企業体の代表者のみとする。

なお、「同種の工事」とは、国（独立行政法人を含む。）、都道府県又は市区町村発注の建築工事でCORINSに登録されている延床面積5,000㎡以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨造で免震構造を有する建築物の新增改築工事のことをいう。

- (10) 法第19条の2に規定する現場代理人を配置する場合は、当該工事現場に常駐させること。
- (11) 法第26条に規定する監理技術者を専任として配置すること。監理技術者と現場代理人は兼務することができる。

なお、配置する監理技術者は、次の①から③までの条件を満たす者であること。

- ① 監理技術者は、資格審査申請のあった日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある者であること。
- ② 法第27条の18第1項に規定により、監理技術者資格者証（建築工事業に限る。）を有し、15年以上の実務経験（監理技術者の職を問わず）者とする。
- ③ 国（独立行政法人を含む。）、都道府県又は市区町村発注の建築工事の施工管理経

歴を有すること。

(12) 建築工事の現場技術係員は次のとおりとする。

- ①建築工事担当技術係員は、全体で4人以上とし、そのうち2人以上は請負人の社員で10年以上の実務経験者を専任として、その他2人以上は監理技術者の指示する業務を確実に処理できる者を専任として配置する。
- ②電気設備工事担当技術係員は、請負人又は協力業者の者で、1級電気工事施工管理技士又は10年以上の実務経験を有し、電気設備工事全般を統括できる者を1人以上専任する。
- ③機械設備工事担当技術係員は、請負人又は協力業者の者で、1級管工事施工管理技士又は10年以上の実務経験を有し、機械設備工事全般を統括できる者を1人以上専任する。

(13) 国税及び地方税の未納がないこと。(落札業者は契約締結時に納税証明書を提出すること。)

## 6 入札参加資格の確認

本競争入札の参加希望者は、前項の入札参加資格(1)から(13)までに掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び添付書類(競争参加資格確認資料。以下「資料」という。)を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。期日までに申請書及び資料を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、この競争入札に参加することができない。

(1) 申請書に添付する資料は、次のものとする。

- ①一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)
- ②現場代理人・技術者等配置予定表(様式第3号)及び関連添付書類  
様式中、技術者等の経歴書は過去10年以内とし、同種の工事又は前項5の(11)③に規定する内容を主に作成する。
- ③施工実績表(様式第4号)  
会社の施工実績で、過去10年以内で同種の工事を主に作成する。
- ④直近の経営事項審査結果通知書の写し
- ⑤返信用封筒(82円の切手貼付)

(2) 申請書等の提出について

①提出期日 公告日から平成26年10月17日（金曜日）まで  
（土・日曜日・祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで

②提出場所 坂東市岩井4365番地 坂東市企画部管財課(坂東市役所岩井庁舎  
第2分庁舎1階) (申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参する。)

(3) 審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。また、有  
資格者と認められた者には一般競争入札参加資格証を交付する。

通知期日 平成26年10月21日（火曜日）付け郵送による。

(4) 無資格となった者は、上記の通知を受けた後、平成26年10月23日（木曜日）  
までにその理由について書面（ファックス可）により説明を求めることができる。  
回答は書面をもって行う。

(5) その他

①申請書及び資料は、入札公告日から平成26年10月17日（金曜日）まで配布  
する。

②提出された申請書及び資料は返却しない。

③競争参加資格確認資料作成説明会は行わない。

④提出期日以降の申請書、資料の差替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。

⑥提出された申請書及び資料は、本市における競争入札参加資格の確認以外に無断  
で使用することはしないものとする。

⑦申請書及び資料に関する問合せ先は、坂東市 企画部 管財課とする。

(電話番号 0297(35)2121 内線1242)

## 7 現場説明会

行わない。

## 8 設計図書の配布及び質疑・回答

(1) 配布期間及び場所

①期 間 入札公告日から平成26年10月17日（金曜日）まで  
（土・日曜日・祝日を除く。）

②時 間 午前9時から午後4時まで

③場 所 坂東市企画部管財課

## (2) 設計図書の配布

設計図書の配布については、1業者について原則として1回を限度とし、配布申請書に必要事項を記入すること。配布を受けるに当たっては、コンパクトディスク等の電子媒体に電子ファイルとして記録したものの配布を行う。

なお、配布した設計図書は、一般競争入札参加のための資料であり、他の用途での使用や転用及び他者への提供を禁止する。

また、配布資料等は、後日、管財課に返却すること。

## (3) 設計図書等に関する質疑は、次のとおりとする。

①受付期間 公告日から平成26年10月17日（金曜日）まで

②提出方法 質問書（別紙指定様式）により、電子データ（ワードファイル）で作成したものを「Eメール」にて送信する。

なお、質問回数については、各者1回のみとする。

③送信先 坂東市企画部企画課庁舎建設準備室

Eメールアドレス：kikaku@city.bando.ibaraki.jp

## (4) 設計図書等の質疑に対する回答は、次のとおりとする。

①方法 入札参加者あて、「Eメール」にて回答する。（質問受付後、随時回答を行う。）

②期限 平成26年10月24日（金曜日）午後5時まで

## 9 入札の執行について

入札参加者が1人以上で入札を執行する。

## 10 入札の日時及び場所

①日時 平成26年11月4日（火曜日） 午後1時30分から

②場所 坂東市岩井4413番地1 坂東市役所岩井庁舎附属庁舎会議室

## 11 建設リサイクル法

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

## 12 入札方法

(1) 入札執行時間に入札会場に入室していない者は、入札に参加できない。

(2) 一般競争入札参加資格証及び誓約書を持参すること。

- (3) 入札書は、市所定の入札書により作成し、封かんのうえ工事名及び入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場所に持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (4) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、坂東市契約規則（平成20年坂東市規則第8号）及び坂東市一般競争入札参加要綱（平成17年坂東市告示第19号）の関係各条項を遵守する。
- (5) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為をしないこと。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (7) 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- (8) 参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (9) 落札者の決定は、予定価格の制限範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の申込者とする。また、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決める。
- (10) 入札回数は、再度の入札を含め2回を限度とする。再度の入札をしても落札者が決定しない場合は、当該入札者のうち最低価格の入札者と政令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約に移行する。

### 1.3 工事費内訳書の提出の有無

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額の根拠となる市所定の工事費内訳書を提出する。
- (2) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。なお、同内訳書は返却しない。

### 1.4 契約書の要否

要する。

### 1.5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。

落札者は、請負代金額の10分の1以上の額で次のいずれかの保証に付すこと。

- ①契約保証金の納付
- ②契約保証金に代わる担保となる利付国債の提供
- ③金融機関又は保証事業会社の保証
- ④公共工事履行保証証券による保証
- ⑤履行保証保険契約の締結

1.6 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- ①前払金 有 各会計年度における支払限度額の30%以内  
(ただし、保証事業会社の保証を条件とする。(金額の万単位未満は切り捨てる。))
- ②部分払 有 平成26年度及び平成27年度において、それぞれ1回を限度とする。
- ③竣工払 請負代金額から支払済額を差し引いた金額を支払う。
- ④坂東市建設工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項及び単品スライド条項に基づく請負代金の変更について請求できる。

1.7 議会の議決に付すべき契約

この競争入札による工事請負契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会において可決されたときから本契約とする。

なお、議決の結果については、請負人に通知する。

1.8 入札の無効

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの公告において示した要件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格確認通知書を交付された者であっても、入札を執行する日までに指名停止の措置を受けた者がした入札は無効とする。

(3) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ①入札に参加する資格がない者がした入札

- ②入札について不正の行為があった入札
- ③入札書の記載が不明確なもの又は記名押印のない入札
- ④同一人が同一事項に対して入札書を2通以上提出した入札
- ⑤他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行った入札
- ⑥委任状を持参しない代理人がした入札
- ⑦その他入札条件に違反した入札

#### 1 9 その他

- (1) 入札をした者は、入札後この公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由とした異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術員を当該工事の現場に配置させる。
- (3) 落札者は、指名停止期間中の有資格業者に工事の一部を下請けさせてはならない。
- (4) 申請書及び資料は、A4判で作成すること。
- (5) その他不明な点は、次に照会すること。

坂東市企画部管財課（電話番号 0297（35）2121 内線1242）

（ダイヤルイン 0297（36）1567 音声案内1242）